

所得計算の順序

所得計算は次の表の①～④の順に説明をよく読みながら□のなかに計算結果を記入していきますと④であなたの世帯の月額所得が判明します。

〔申込時に収入のある方(パート・アルバイトを含む)は必ずすべての収入を下記に基づき計算して下さい〕

※人材派遣会社へ登録されている方については、申込時点で勤務していない場合でも、登録が継続されている場合は、収入を下記に基づき計算して下さい。

1

年間総収入金額あるいは年間総所得金額を次の表により確認して下さい。

あなたの勤務、事業、日雇等の状態が次の表の区分番号1～8のいずれに該当するのか、判断し、該当する年間総収入金額あるいは年間総所得金額を確認してから順序にしたがい、計算を進めて下さい。
また、年金以外に収入のある方は個別に所得額を算出し合算して下さい。

収入の種類	区分番号	あなたの勤務、事業、日雇等の状態	計算対象となる期間および金額	端数整理
年金の方	1	申込日現在、国民年金、厚生年金、公務員共済年金等で、前年の1月以前から支給されている方。	前年中の年金額 (前年分の年金の源泉徴収票の支払金額又は所得証明書の年金額)	端数整理をしない
	2	申込日現在、国民年金、厚生年金、公務員共済年金等で、支給されて1年にならない方。	年金証書から計算した推定年間総収入金額又は改定通知書の支払年金額	
給与の方	3	申込日現在の勤務先に前年の1月1日以前から引き続き勤務している方。	前年中の年間総収入金額 (前年分の源泉徴収票の支払金額)	左の区分番号3～5までの年間総収入金額を次により端数整理して下さい。 年間総収入金額が
	4	申込日現在の勤務先に前年の1月2日以降就職し、現在まで1年以上勤務している方。	申込日からさかのぼって1年間の総収入金額	ア 1,628,000円未満又は、6,600,000円以上は端数整理しないで②③④へ進む。 イ 1,628,000円以上～6,599,999円以下は次により端数整理をして②③④へ進む。
	5	申込日現在の勤務先に前年の1月2日以降就職し、現在まで1ヶ月分以上の給料を支給された方。 または無給で休職されていた方が前年の1月2日以降復職し、現在まで2ヶ月分以上の給料を支給された方。	勤務開始日(または復職日)から申込日までの総収入金額から計算した推定年間総収入金額 〔上記期間の毎月の給料の合計。 ※但し復職の場合は2ヶ月目以降の合計 (上記期間の月数) × 12〕 + 支払済の賞与 ※勤務開始月から第1回目の給料の締日までの期間が1ヶ月(復職の場合は2ヶ月)に満たない場合は計算から除いて下さい。	総収入金額 = □ → 小数点以下を切り捨てる 端数整理後 □ × 4,000 = □ 例 2,979,369 / 4,000 = 744 (744.84225) 744 × 4,000 = 2,976,000
事業等の方	6	申込日現在平成23年1月1日以前から継続して同じ事業をしている方。	平成23年中の年間所得金額 (平成23年分の確定申告所得)	
	7	平成23年1月2日以降に事業を始め、申込日現在まで1年以上たっている方。	申込日からさかのぼって1年間の所得金額	区分番号6～8は端数整理しないで③④に計算を進めて下さい。
	8	事業を始めて申込日現在まで1年未満で、2ヶ月以上たっている方。	事業開始日から申込日までの所得金額から計算した推定年間所得金額 計算方法は「区分番号5」に準じる	

(注) 年金の所得計算や各種控除にかかる年齢については、申込日の満年齢で計算して下さい。

3

所得金額から差引くための控除金額を計算して下さい。

計算にあたっては、P15の所得の計算方法の(2)「各控除の内容及び控除額」を参照し、世帯の状態にあわせて該当するものを計算して下さい。

符号	控除の種類	控除の内容及び金額	控除金額
1	親族控除	入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族	380,000円 × □人 = □円
2	老人控除対象配偶者	所得税法の控除対象配偶者のうち年齢70歳以上の老人控除対象配偶者がいるとき	100,000円 × □人 = □円
3	老人扶養控除	所得税法の扶養親族のうち年齢70歳以上の老人扶養親族がいるとき	100,000円 × □人 = □円
4	特定扶養親族控除	所得税法の扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満	250,000円 × □人 = □円
5	寡婦・寡夫控除	所得がある寡婦又は寡夫。ただし、その所得が27万円未満のときは、その所得のみ控除	270,000円 × □人 = □円
6	障がい者控除	障がい者がいるとき	270,000円 × □人 = □円
7	特別障がい者控除	特別障がい者がいるとき	400,000円 × □人 = □円
親族控除金額 1		該当する控除金額 2+3+4+5+6+7	控除額合計金額
□円		+ □円	= □円

2

年間総収入金額から所得金額を計算して下さい。

①の収入の種類の区分番号1～5に該当する方。

(1) 年金の方

65歳以上の人	1,200,000円未満	0円
	1,200,000円以上 3,300,000円未満	年金の金額 - 1,200,000円 = 所得金額
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	年金の金額 × 0.75 - 375,000円 = 所得金額
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	年金の金額 × 0.85 - 785,000円 = 所得金額
65歳未満の人	700,000円未満	0円
	700,000円以上 1,300,000円未満	年金の金額 - 700,000円 = 所得金額
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	年金の金額 × 0.75 - 375,000円 = 所得金額
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	年金の金額 × 0.85 - 785,000円 = 所得金額

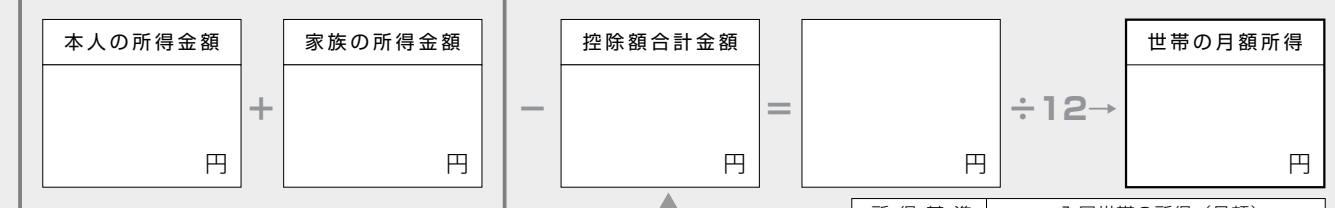
(2) 給与の方(端数整理後の金額)

年間総収入金額	所得の計算
651,000円未満	0円とする
651,000円以上 1,619,000円未満	総収入金額 □円 - 650,000円
1,619,000円以上 1,620,000円未満	969,000円とする
1,620,000円以上 1,622,000円未満	970,000円とする
1,622,000円以上 1,624,000円未満	972,000円とする
1,624,000円以上 1,628,000円未満	974,000円とする
端数処理後の額	総収入金額 □円 × 0.6
1,804,000円以上 3,604,000円未満	総収入金額 □円 × 0.7 - 180,000円
3,604,000円以上 6,600,000円未満	総収入金額 □円 × 0.8 - 540,000円
6,600,000円以上 10,000,000円未満	総収入金額 □円 × 0.9 - 1,200,000円
10,000,000円以上 20,000,000円未満	総収入金額 □円 × 0.95 - 1,700,000円
上記計算式により算出した所得金額 □円	

4

月額所得の計算方法

①②③の計算式により世帯の月額所得を計算して下さい。2人以上に収入があるときは、個別に所得金額を計算して合算して下さい。



※補助金・入居者負担額は所得基準(A)・(B)・(C)または(A1)・(A2)・(A3)・(B)・(C)により変わります。

所得基準	入居世帯の所得(月額)
◎(A)又は(A1)	153,000円以上 200,000円未満
(A)	(A1) 200,000円以上 238,000円以下
	(A2) 238,000円を超え268,000円以下
	(A3) 268,000円を超え322,000円以下
(B)	322,000円を超え445,000円以下
(C)	445,000円を超え601,000円以下

(注) ◎印所得基準は、主たる収入者が50歳未満の場合に適用されます。ただし、OPH大浜(堺市)には申込することはできません。